

# 認定開発供給実施計画に基づき行う登記の税率の軽減

対象税目：登録免許税（国税）

① 措置を講じる  
背景・課題  
(政策目的)

○農業者の減少及び高齢化の進展等の農業を取り巻く環境の変化に対応し、農業の生産性の向上等を図るため、スマート農業技術等の開発及びその成果の普及を促進するための措置を講ずることとしている。スマート農業技術等の開発・供給については、生産現場において省力化等に対するニーズが高い一方で、その実用化が十分に進んでいない農作業も存在している。このため、同技術の実用化にはスタートアップ・異業種企業等の参入及び協業が必要であることから、会社の設立や出資の受入れ等を行った場合の登録免許税の軽減措置を講ずる。これにより、農機メーカー、公設試、スタートアップ、異業種企業等の多様なプレイヤーの参入・協業に係る負担を軽減し、開発供給実施計画の円滑な推進を支援する。

当該措置の政策体系  
における位置づけ

《大目標》食料の安定供給の確保、農林水産業の発展、農山漁村の振興、農業の多面的機能の発揮、森林の保続培養と森林生産力の増進、水産資源の適切な保存・管理等を通じ、国民生活の安定向上と国民経済の健全な発展を図る。  
《中目標》I - 1 我が国の食料供給  
《政策分野》②食料自給力の確保

② 現行制度の概要

根拠条文：租税特別措置法80の3  
創設年度：令和6年度  
適用期限：令和9年3月31日  
事前事後の計画認定・報告の有無：【事前 **有**・無】【事後 **有**・無】

○スマート農業技術活用促進法の開発供給実施計画の認定を受けた事業者が、認定を受けた開発供給実施計画に従って会社の設立や出資の受入れ等を行った場合、登録免許税の軽減措置を適用することができる。

会社の設立・増資 7/1,000→3.5/1,000  
合併による会社設立・増資 1.5/1,000→1/1,000  
合併による会社設立・増資（純増部分）（資本金3,000 億超を除く。） 7/1,000→3.5/1,000  
分割による会社設立・増資（資本金 3,000 億超を除く。） 7/1,000→5/1,000  
法人の設立・増資による不動産移転 20/1,000→16/1,000  
法人の合併による不動産移転 4/1,000→2/1,000  
法人の分割による不動産移転 20/1,000→4/1,000

減収額

年度	R6	R7					
金額（万円）	4	28					

(出所) 農林水産省調べ

③ アクティビティ

○本特例措置は、開発供給実施計画に従って会社の設立や出資の受入れ等を行う開発供給事業者に対して、登記事項の変更にかかる課税負担を軽減し、スマート農業技術等の開発・供給における企業の体制強化を促すものであり、スマート農業技術等の開発・供給を促進する。

④ アウトプット

年度	R6	R7					
税制適用件数	1	2					
適用額（万円）	4	28					

(出所) 農林水産省調べ

# ○アウトカムに対する効果分析

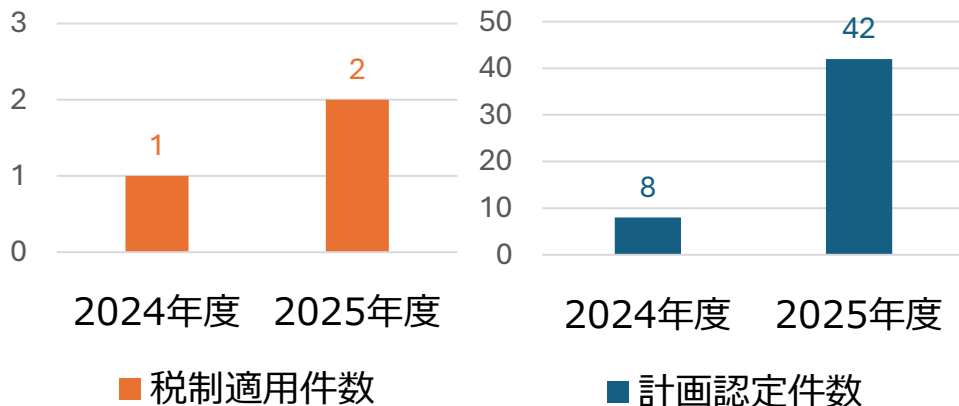
アウトプットから短期アウトカムへの効果発現経路	○本特例措置の適用により、開発供給事業者の体制強化（会社設立、出資の受入れなど）を支援することができる。これにより、開発供給事業者は、計画を円滑に実施することが可能となる。その結果、計画認定数の増加等の促進が期待される。
⑤ 短期アウトカム	○スマート農業技術活用促進法に基づく開発供給実施計画の認定数増加 指標：開発供給実施計画の認定数 目標値：2024年度～2025年度80件、2026年度50件、2027年度90件、2028年度80件、2029年度50件 対象期間 2024年度～2029年度
短期アウトカムから中期アウトカムへの効果発現経路	-
⑥ 中期アウトカム	-
中期アウトカムから長期アウトカムへの効果発現経路	○認定された計画に従い、特に高度なスマート農業技術等が開発・供給されることにより、これまで省力化等が困難であった品目、作業内容等においてスマート農業技術等の導入が可能となり、スマート農業技術を活用した面積の割合の増加を促進する。
⑦ 長期アウトカム	○スマート農業技術を活用した面積の割合の増加 指標：2030年農林業センサスから把握するスマート農業技術を活用した面積割合 目標値：スマート農業技術を活用した面積の割合50% 対象期間 2030年度

分析に利用するデータ	選定理由（政府統計等でない場合、回収率・対象件数等）
開発供給実施計画認定件数	開発供給事業に基づくスマート農業技術等の開発・供給状況を正確に算定するため。
農林業センサス（予定）（農林水産省）	全数調査により、全国の農業者のスマート農業技術を活用した面積の割合を正確に算定するため。
農業構造動態調査（農林水産省）	2030年（センサス年）までの進捗状況を確認するため。

●分析手法：統計調査や法に基づく調査様式を活用し、計算する。  
 選定理由：本特例措置の効果を適切に算定することが可能であるため。

## ■ 短期アウトカムについて

### 【税制適用件数等の推移】

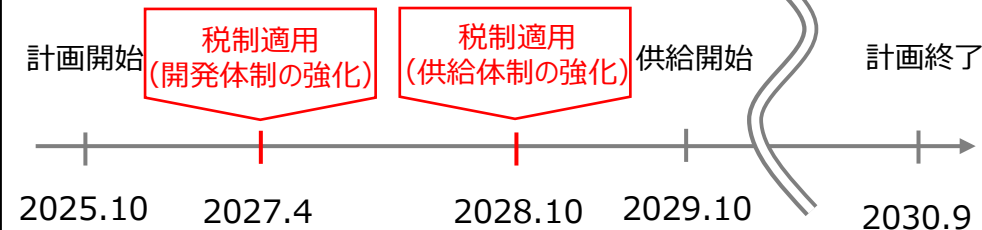


### 【本特例措置の活用イメージ】

#### 【例1:会社の設立の場合】

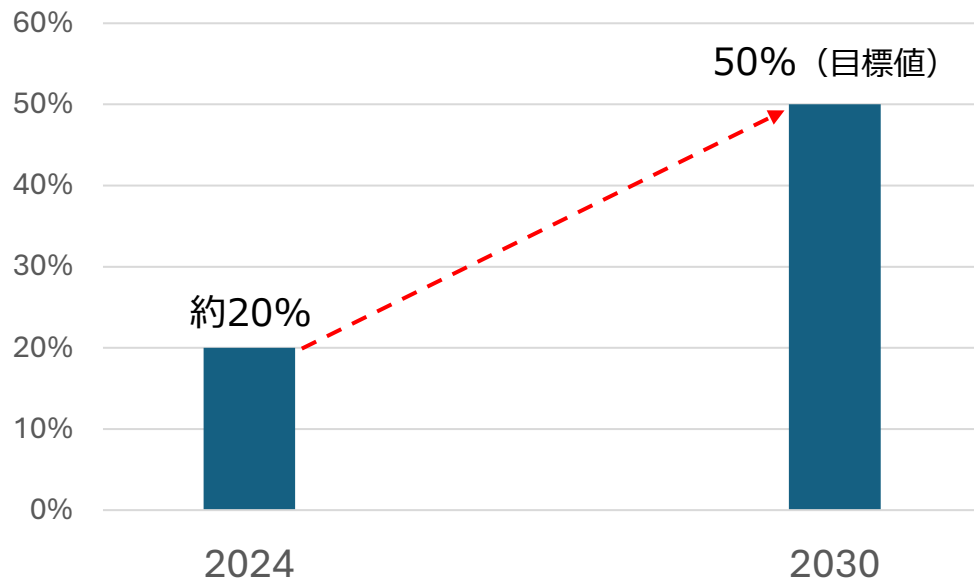


#### 【例2:会社の増資の場合】



## ■ 長期アウトカムについて

### 【スマート農業技術を活用した面積の割合の推移】



資料：農林水産省大臣官房統計部「令和6年農業構造動態調査」  
組替集計より算出

# ○ 評価等

	短期	中期	長期
① 各アウトカムの達成状況	○2024年度～2025年度のスマート農業技術活用促進法に基づく開発供給実施計画の認定数50件、目標達成率62.5%		○2024年時点で、スマート農業技術を活用した面積の割合約20%（2025年のスマート農業技術を活用した面積の割合については、「2025年農林業センサス」組替集計で把握する。）

	短期	中期	長期
② 達成できていない場合の要因	○スマート農業技術活用促進法の施行から間もなく、登録免許税の軽減措置のみならず、開発供給実施計画認定制度の認知が限定的である点 等		—

③ 政策効果等	○本特例措置は法律施行から1年半程度と間もない措置であり、主に機械等の供給の段階で、会社の設立・増資に係る活用を多く見込んでいる中で、現段階では多くの開発供給実施計画において、スマート農業機械等の供給には至っていない状況である。このことから、上記の税制特例の効果の発現までには至っていないが、現在、新たな計画認定に加えて、計画の進展に伴う体制強化等に係る税制特例の活用を見込んだ事例が認定されているところであり、本特例措置の活用事例がより一層増加することが見込まれることから、十分な政策効果の発現が期待される。		
---------	---	--	--

④ 租税特別措置等以外の手段と比較した場合の相当性	○関連する予算として、「スマート農業技術開発・供給加速化対策」があり、スマート農業技術等に係る研究開発を支援しているが、会社の設立や出資の受入れなど、開発事業者自体への体制強化に活用できる支援策ではなく、スマート農業技術等の開発のための環境整備という面では不十分である。		
---------------------------	---	--	--

⑤ 見直しの方向性	○計画認定を開始して1年半程度であり、政策効果の発現には至っていないものの、会社の設立や出資の受入れに伴い、本特例措置が活用されているところであり、今後は、税制措置の活用に関してより一層の周知を行う等、スマート農業技術等の開発・供給を引き続き後押しする。		
-----------	---	--	--

主担当部局 : 農林水産省大臣官房政策課技術政策室、農林水産省技術会議事務局研究推進課